

平成24年度
安心生活創造事業
全国会議資料
【第1分冊】

平成24年11月5日（月）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

平成24年度安心生活創造事業全国会議日程表

月 日	時 間	内 容
11/5 (月)	10:00	開会
	10:00-10:05 (5分)	社会・援護局長挨拶
	10:05-10:10 (5分)	事務連絡
	10:10-10:45 (35分)	厚生労働省からの行政説明 ・安心生活創造事業推進検討会で議論された内容について(第9～11回) ・安心生活創造事業成果報告書について ・安心生活創造事業の今後の課題について (25年度安心生活基盤構築事業の内容について)
	10:45-11:45 (60分)	基調講演 「(仮題)安心生活創造事業の意義とこれからの地域福祉の方向性」 演者:和田敏明 氏(ルーテル学院大学大学院教授・安心生活創造事業推進検討会座長)
	11:45-12:45	昼休憩
	12:45-15:00 (135分)	座談会 「(仮題)安心生活創造事業を行ってきた中で見えてきたもの・これからの展望を考える」 【コーディネーター】 ○和田敏明 氏 【登壇者】 ○牛村隆一 氏(千葉県鴨川市健康推進課長) ○鎌田雄二郎 氏(宮崎県美郷町社会福祉協議会事務局長、前宮崎県美郷町福祉保健課長) ○勝部麗子 氏(豊中市社会福祉協議会事務局次長兼地域福祉課長) ○中村章子 氏(豊中市東丘民生委員地区委員長、東丘校区福祉委員会副会長) ○鈴木恵子 氏(川崎市すずの会代表) ○田邊 寿 氏(三重県伊賀市社会福祉協議会地域福祉部権利擁護課長、 伊賀地域福祉後見サポートセンター、全国権利擁護支援ネットワーク副代表)
	15:00-15:15	休憩
	15:15-16:45 (90分)	人口規模・テーマ別分科会 15:15-15:20 分科会の進め方について(厚生労働省から説明) 15:20-16:30 新規市町村と実施済み市町村の質疑応答・意見交換 16:30-16:45 発表内容のまとめ・発表者の決定 ※各グループごとに適宜5分間程度の休憩
	16:45-17:15 (30分)	各分科会からの発表
	17:15-17:45 (30分)	地域ブロック別分科会 主に顔合わせと自己紹介
	17:45-17:50 (5分)	社会・援護局地域福祉課長挨拶
	17:50	閉会
18:15～	情報交換会	

資料目次

1. 行政説明	1
---------	---

2. 基調講演	23
---------	----

「安心生活創造事業の意義とこれからの地域福祉」

演者：和田 敏明 氏

(ルーテル学院大学大学院教授・安心生活創造事業推進検討会座長)

3. 座談会	51
--------	----

① 牛村 隆一 氏 (千葉県鴨川市健康推進課長)	53
--------------------------	----

② 鎌田 雄二郎 氏	
------------	--

(宮崎県美郷町社会福祉協議会事務局長、前宮崎県美郷町福祉保健課長) …… 63

③ 勝部 麗子 氏 (豊中市社会福祉協議会事務局次長兼地域福祉課長)	
------------------------------------	--

中村 章子 氏 (豊中市東丘民生委員地区委員長、東丘校区福祉委員会副会長)

…………… 75

④ 鈴木 恵子 氏 (川崎市すずの会代表)	83
-----------------------	----

⑤ 田邊 寿 氏	
----------	--

(三重県伊賀市社会福祉協議会地域福祉部権利擁護課長、伊賀地域福祉後見サポートセンター、全国権利擁護支援ネットワーク副代表) …… 97

4. 参考資料	113
---------	-----

安心生活創造事業成果報告書

「見直しませんか 支援のあり方・あなたのまち

～安心生活を創造するための孤立防止と基盤支援～」

【 1 . 行政説明 】

1 0 : 1 5 ~ 1 0 : 4 5

厚生労働省からの行政説明

平成24年11月5日(月)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 地域福祉専門官 中島 修

「安心生活創造事業」

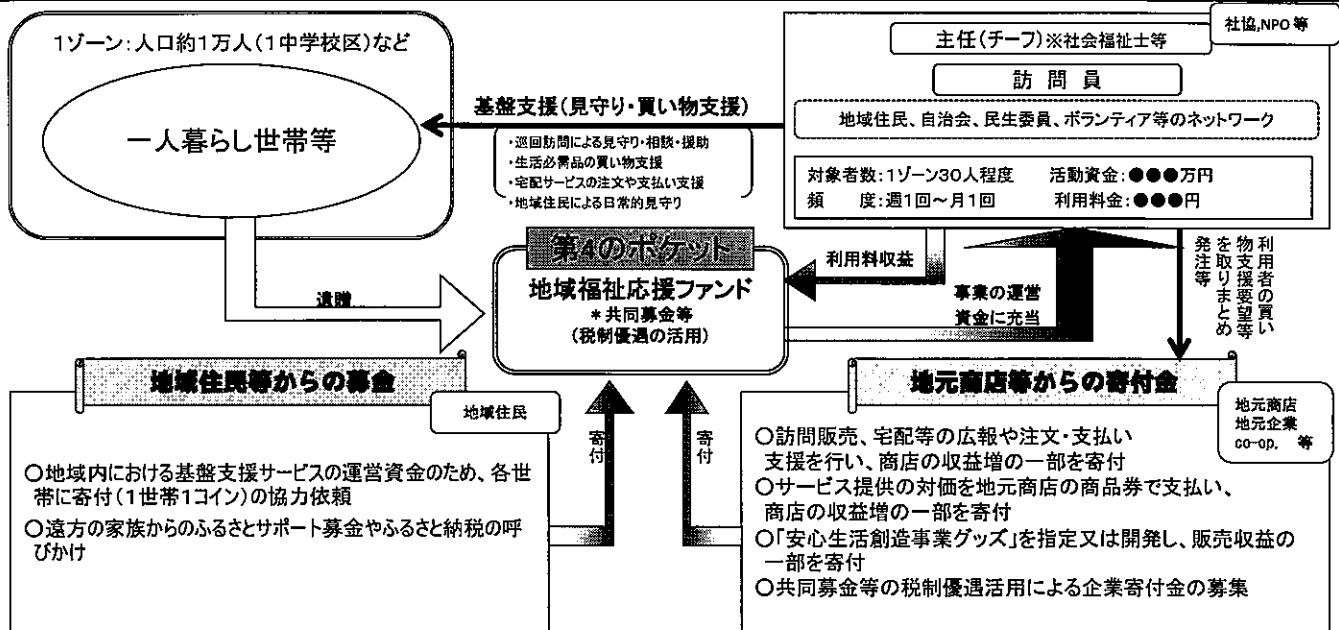
(平成24年度予算 セーフティネット支援対策等事業費補助金237億円の内数・補助率10/10)

【目的】厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が、事業の3原則を前提として、一人暮らし世帯等への「基盤支援」(「見守り」・「買物支援」)を行うことにより、一人暮らし世帯等が地域で安心・継続して暮らせる地域づくりを行う。

【事業の3原則】

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

(参考例) 「安心生活創造事業」の事業モデル 「ひとり生活応援プラン=ton plan (仮称)」のサービスと財源のイメージ

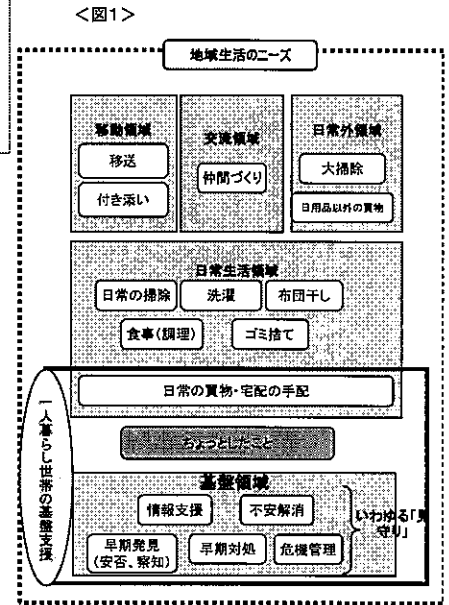


「安心生活創造事業」の基本的な考え方(1) 「安心生活創造事業」による基盤支援の充実

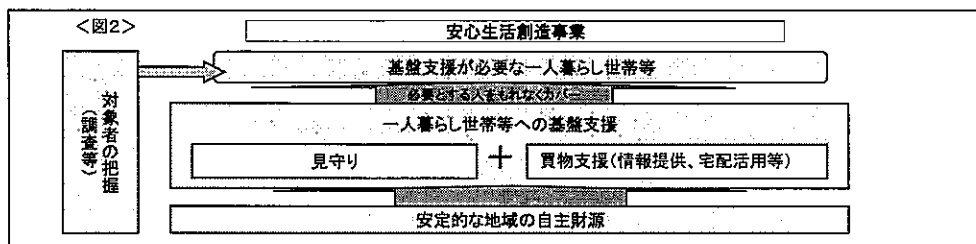
- 今、地域では、一人暮らし世帯が増加し、高齢者を標的とする詐欺事件の増加や孤立死の問題など、制度の対象とならない状態の人であっても、一人暮らしなどで日常的な家族のサポートが得られない世帯等(以下「一人暮らし世帯等」)が、地域で安心して暮らせるための支援が課題となっている。
- これら「一人暮らし世帯等」が、地域で安心して暮らせるためには、様々なニーズが満たされる必要があるが、それをあえて領域別に整理すると、「(日常生活領域)食事の確保や掃除、洗濯など日常生活に必要なこと」、「(移動領域)通院や買物などのための外出」、「(交流領域)友人との交流や仲間づくり」、「(日常外領域)大掃除のような日常的ではないが必要なこと」、そして「(基盤領域)自分では気づかない生活や心身の変化を察知し、問題を早期に発見・対処するために必要なこと、いわゆる「見守り」の5領域があると考えられる。(図1)

* いわゆる「見守り」は、現在、住民や民生委員活動によって実施されている。これらの活動を見ると、「見守り」には、以下の5つの要素が見出される。
 ①「早期発見(安否確認、変化の察知)」、②「早期対処」、③犯罪被害等を予防する「危機管理」、④生活に必要な情報提供や助言を提供する「情報支援」、⑤孤独感を軽減したり安心感を与える「不安解消」

- 「一人暮らし世帯等」の多くは、このうちのほとんどを自分自身で行えるし、できないことについては市場サービスによって充足したり、地域福祉活動などの支援を受け取りながら、それぞれのスタイルで自立した生活を営んでいる。
- しかし、その一方、「一人暮らし世帯等」には、何かあったときの不安があり、頼れる人がいないという人も少なくない。詐欺事件や孤立死などの深刻な問題の予防を考えた場合でも、(基盤領域)であるいわゆる「見守り」は、「一人暮らし世帯等」が地域で安心して暮らせるために不可欠な基盤となる支援(基盤支援)であり、その整備は喫緊の課題といえる。
- (基盤領域)であるいわゆる「見守り」が、「一人暮らし世帯等」にとって不可欠な基盤支援であることを踏まえるならば、その整備に当たっては、必要な人がもれなくカバーされることが重要である。

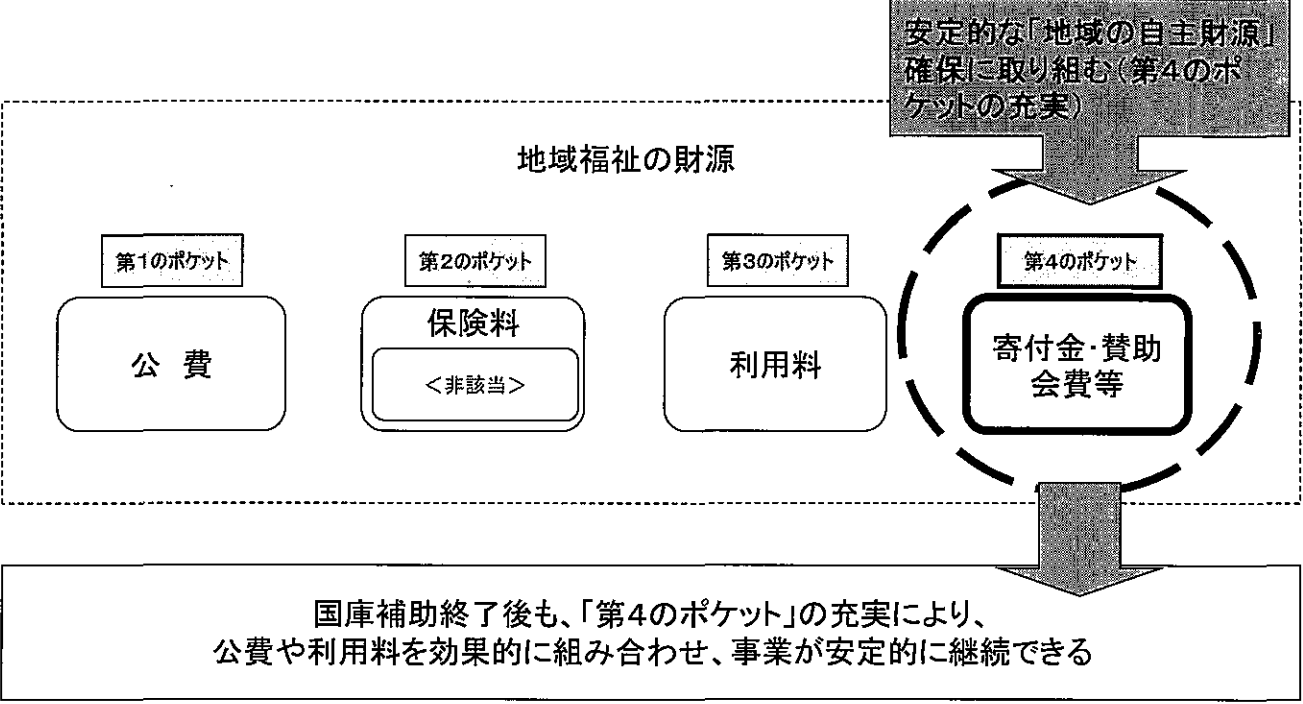


- また、生活上不可欠という点では、(日常生活領域)の中でも食事や日用品など生活に欠かせないものを市場から調達する手段である「買物」が支障なく充足されることは、「見守り」同様に重要と考えられるので、「見守り」とあわせて「買物支援」を基盤支援に組み入れることが必要である。
- したがって、「一人暮らし世帯等」への基盤支援は、「見守り」と「買物支援」が行えるものとし、その提供に当たっては、必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくることが求められる。
- なお、「見守り」については、現在、住民や民生委員活動によってきめ細かく実施されていることから、これらの活動との協働が重要であり、「買物」については、既存資源の活用や自立支援の観点から、買物代行よりむしろ「宅配」の活用(情報提供や利用支援等)支援を進める。
- その上で、このようなサービスに、地域において取り組みたいと考えたとき、自治体の考え方や財政力のみならず左右されることなくその意思を具体化できるようにするためには、公費のみに依存しない「安定的な地域の自主財源確保」は、不可欠である。
- 以上から、「一人暮らし世帯等」が地域で安心して暮らせるようにするための基盤支援では、以下の3つを原則に整備を進める。
 - ① 基盤支援(「見守り」と「買物支援」)を必要とする人々(「一人暮らし世帯等」)とそのニーズを把握する
 - ② 地域の基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制とする
 - ③ 地域の基盤支援を支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む
- こういった取り組みは、見守り活動などへの「参加」と、無理のない寄付で地域に必要なサービスを支える「参加」の両面に住民が参加する仕組みであり、地域の共助を更に進めるものでもある。
- ついては、平成21年度において新規事業として、「安心生活創造事業」(定額補助)を創設する。50程度の市町村の参加により、上記3つの原則を踏まえた事業開発(図2)に取り組み、国と市町村が協働して効果の検証を行うとともに、全国に情報発信することとする。(参考:ton plan「ひとり生活応援プラン(仮称)」)



「安心生活創造事業」の基本的な考え方(2) 「安心生活創造事業」における財源の考え方

地域において、自分たちに必要なサービスを実施する際には、「安定的な地域の自主財源確保」が不可欠である。それには、これまで主な財源であった3つのポケット「公費」「保険料」「利用料」に加え、寄付や賛助会費による「第4のポケット」を充実し、公費や利用料等を効果的に組み合わせることが必要である。「安心生活創造事業」においても、国庫補助期間終了後も事業が継続できるようにするため、3つの原則の一つとして「地域の基盤支援を支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む」こととする。



安心生活創造事業・地域福祉推進市町村について

市町村と国とが協働して地域福祉推進に取り組むため、モデル事業の実施やその効果の検証、地域福祉推進ネットワークの形成、意見交換、先駆的取組の情報発信等を行う。

北海道・東北ブロック		関東ブロック		中部ブロック		近畿ブロック		中国・四国ブロック		九州ブロック	
北海道	登別市	茨城県	牛久市	新潟県	新潟市	三重県	伊賀市	高知県	出雲市	福岡県	北九州市
	本別町	栃木県	鹿沼市		三条市		名張市	岡山県	美咲町		飯塚市
	東川町		大田原市	富山県	氷見市	滋賀県	甲賀市	広島県	庄原市		春日市
	福島町	埼玉県	行田市	石川県	宝達志水町	京都府	南丹市		安芸高田市		佐賀県
岩手県	西和賀町	千葉県	千葉市	長野県	茅野市	大阪府	豊中市	山口県	周南市	熊本県	合志市
秋田県	大仙市		市原市		駒ヶ根市		阪南市		長門市		人吉市
	湯沢市		鴨川市		軽井沢町	兵庫県	西宮市	徳島県	徳島市	大分県	臼杵市
山形県	酒田市	東京都	品川区	岐阜県	美濃加茂市		尼崎市	徳島県	琴平町		中津市
	飯豊町		墨田区	愛知県	高浜市		宝塚市	香川県		宮崎県	美郷町
		神奈川県	横浜市			奈良県	芦屋市				
			逗子市				天理市				
		山梨県	小菅村								
小計	9市町	小計	12市区村	小計	9市町	小計	11市	小計	8市町	小計	9市町
										合計	58 市区町村

孤立を防ぐための好事例

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

実施主体名等	事例の概要
岩手県西和賀町、西和賀町社会福祉協議会、地元スーパー、宅配事業者との連携	<p>【民間事業者と連携した見守り・買い物支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○西和賀町は、高齢化の進んだ過疎豪雪地域。 ○町社会福祉協議会と地元スーパー、宅配事業者の3者が協力し、一人暮らし高齢者や低所得世帯等で買い物に不便を感じる方々に対して、買い物支援事業（「まごころ宅急便」）を実施。 ○依頼者は午前中までに町社会福祉協議会へ食料品や雑貨など生活に必要なものを電話で注文。町社会福祉協議会が取りまとめスーパーへ発注。スーパーが個別注文ごとに箱詰めし、宅配事業者が夕刻までに依頼者宅へ届ける。宅配事業者から町社会福祉協議会に依頼者の様子が電話で報告されるシステム。
栃木県大田原市、大田原市社会福祉協議会	<p>【要援護世帯の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○黒羽地区全世帯（1,390世帯）を調査し、一人暮らし高齢者等の要援護世帯を把握。 <p>【民間事業者と連携した見守り活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援が必要な一人暮らし世帯等に対する見守り活動を実施。 ○自治会、民生委員、住民ボランティア（黒羽見守り助け合い隊）の他、新聞配達員、郵便配達員、水道メーター検針員、ヤクルト販売員等（黒羽見守り助け合い協力機関）を活用し、新聞や郵便物がたまる、日中もカーテンが閉まっている、水道使用量が少ない等普段と違う状況があった場合、市社会福祉協議会に通報（転送電話により24時間対応）。 ○通報を受けた市社会福祉協議会は、要援護者毎に指定された「見守り助け合い隊長」に連絡し、隊長から民生委員、協力訪問員、ご家族等に連絡し安否確認を行っている。（平成22年度より佐久山地区も開始。）

孤立を防ぐための好事例2

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

埼玉県行田市、行田市社会福祉協議会	<p>【要援護者とその人を支える人々を記載した「支え合いマップ」を作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉計画の策定を契機に、災害対応への関心が高まり、市内全自治会（186のそれぞれ）において要援護者を把握し、要援護者ごとに指定された住民支援者（2名程度）が記された「支え合いマップ」を作成。 <p>【市役所における相談に応じた総合相談体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市役所では、関係課からなる総合的な相談支援体制が構築されている。 ○障害、高齢者等の担当者を併任発令し、対応のワンストップサービスを実施している。 <p>【いきいき・元気サポート制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活支援が必要な高齢者、障害者等に対し、「いきいき・元気サポーター」による見守りや買い物支援等の有償サービス（1時間700円）を提供。 ○サービスを提供したサポーターには、謝礼として行田商店共通商品券（1時間500円）を提供。市内商店街の活性化の効果も期待されている。
横浜市、横浜市公田町団地	<p>【地元住民による見守りや買い物支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公田町（くでんちょう）団地の自治会・民生委員を中心にNPO法人「お互いさまネット公田団地」を設立。 ○小高い丘に建設された団地であることから買い物に不便な環境であるため、支援が必要な一人暮らし世帯等に対する見守りや買い物支援を実施。 ○「あおぞら市」に社会福祉士を配置し、買い物に来た高齢者等に声をかけ相談に応じる。 <p>【ひきこもり防止のための交流スペース確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自宅にひきこもらないよう、住民交流スペースや社会参加の場などの外出先を確保、提供する。また、このスペースには社会福祉士を配置し、相談に応じたり健康チェック等を行う。 ○お米等を小分けして販売する「あおぞら市」の開催や、住民が気軽に集える場所として、多目的拠点「いこい」を開設し、外出の機会を提供することで、ひきこもり防止を図っている。 ○「いこい」では食事の提供や健康チェック等も行っている。

孤立を防ぐための好事例3

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

<p>三重県伊賀市、伊賀市社会福祉協議会</p>	<p>【住民相互の見守り体制の構築】 ○自治会の協力を得て社会福祉協議会が生活実態調査を実施し要援護者を把握。厚生労働省生活・介護支援サポーター養成事業により、地域住民を「いが見守り支援員（有償ボランティア）」として養成。また、「ご近所みまもり隊（要援護者周辺住民）」が情報を収集し、何かあった場合には民生委員を通じ社会福祉協議会に情報提供を行う体制を構築。 【市社会福祉協議会独自の身元保証プラン等による権利擁護システム】 ○賃貸入居時の保証、就職時の身元保証等、成年後見制度や厚生労働省の日常生活自立支援事業でカバーできない保証ニーズを市社会福祉協議会独自の「地域福祉あんしん保証事業」で対応。 ○地域福祉あんしん保証事業では、保証を求められた場合の相談や、必要に応じた保証人の確保を行っている。</p>
<p>兵庫県宝塚市、宝塚市社会福祉協議会とコープこうべの連携</p>	<p>【行政、社会福祉協議会、生活協同組合が連携した協力支援体制の構築】 ○宝塚市、市社会福祉協議会、コープこうべの3者で「見守り支援に関する協力確認書」を締結し、本年2月に地域で見守り合い、支え合う仕組みを構築。 ○コープこうべの宅配担当者が毎週1回、同じ時間に訪問。いつもと違う状況に気づいた場合は社会福祉協議会の地域包括支援センターに連絡。同センターが家庭訪問、状況を確認し必要な措置を講じている。</p>

※上記事例は、すべて厚生労働省が実施している安心生活創造事業（見守り・買い物支援等）の事例である。

孤立を防ぐためのポイント （「安心生活創造事業」の取組み例から）

- 1 支援が必要な人の把握
 - 一人暮らし高齢者、高齢者のみの家庭、障害者等の把握と、必要な支援内容の確認
 - 若年層・実年層等についても配慮
- 2 訪問型個別支援による安否確認
 - 社会福祉協議会やNPO等に加え、地域住民の協力をいただいて行う戸別訪問（継続的・定期的な巡回訪問）による被災者への声かけと状況把握。
 - 新聞配達員、郵便配達員、生協等民間事業者と連携した見守り支援。日常的な金銭管理や契約支援等、権利擁護による支援
- 3 ひきこもりを防止するための住民交流の場や居場所の確保と地域での役割の創出
 - ご近所付き合いや助け合い（地域住民相互の交流等）の維持・再生を図るため、地域でのイベントの開催や就労を含む社会参加・集団参加の機会、外出の機会を提供（自己の存在価値の再確認、社会貢献等、生きがいづくり）。
 - 住民のニーズ集約、要支援情報の通報先や、総合相談体制を併せて整備。
 - 外出が困難な方についての移動手段の配慮
- 4 適切な支援の実施や新たな支援手法を実施するための関係者間の情報交換・検討体制
 - 自治会等の自治組織の立ち上げの働きかけ
 - 市町村、社会福祉協議会、地域包括支援センター、NPO等による事業の実施方針等の検討や情報交換の連携会議開催
 - 応急仮設住宅間や地域間、又は他市町村間での情報交換会議の開催
 - ボランティア（個人・団体）の募集、受付、住民のニーズとのマッチングを円滑に行うための体制の構築（ボランティアセンターの活用等）

「被災地における孤立防止のための有識者会議」資料より

安心生活創造事業における成果

- 要援護者のもれない把握システムの確立(原則1の取組みから)
- 個人情報の共有化について優良事例の実施(原則1の取組みから)
- 新たな支援体制(有償サービス等)による新たな要援護者の早期発見、早期支援の実施
(原則2の取組みから)
- 民間事業者等と連携した買い物支援、見守り協定や連携事例の取組み
(原則2の取組みから)
- 生活・介護支援サポーター等新たな担い手の養成・確保(原則2の取組みから)
- 地域の自主財源づくりに取組む自治体の増加(原則3の取組みから)
- 地域福祉のコーディネーター(CSW)による個別支援と地域支援の実践
- 総合相談体制を開始する自治体の増加
- 一人暮らし世帯等の保証機能や法人後見等権利擁護システムの取組み
- 孤立防止のための優良事例の提供
(所在不明高齢者問題や東日本大震災における孤立防止への対策として事例提供)

安心生活創造事業成果報告書(平成24年8月)の概要

報告書の目的

単身世帯の増加や近隣関係の希薄化により社会から孤立する人々が生じやすい社会環境の中で、支援の目が届かない人々を社会から孤立させずにいかに支援していくか、平成21~23年度まで実施してきたモデル事業(安心生活創造事業)からその方向性や課題を明確化する。

安心生活創造事業

【目的】

厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が、次の事業の3原則を前提として、一人暮らし世帯等への「基盤支援」(「見守り」・「買い物支援」)を行うことにより、一人暮らし世帯等が地域で安心・継続して暮らせる地域作りを行う。

(事業の3原則)

- ①支援を必要とする人々とそのニーズを把握
- ②支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制づくり
- ③安定的な地域の自主財源確保

事業の成果と課題

成果

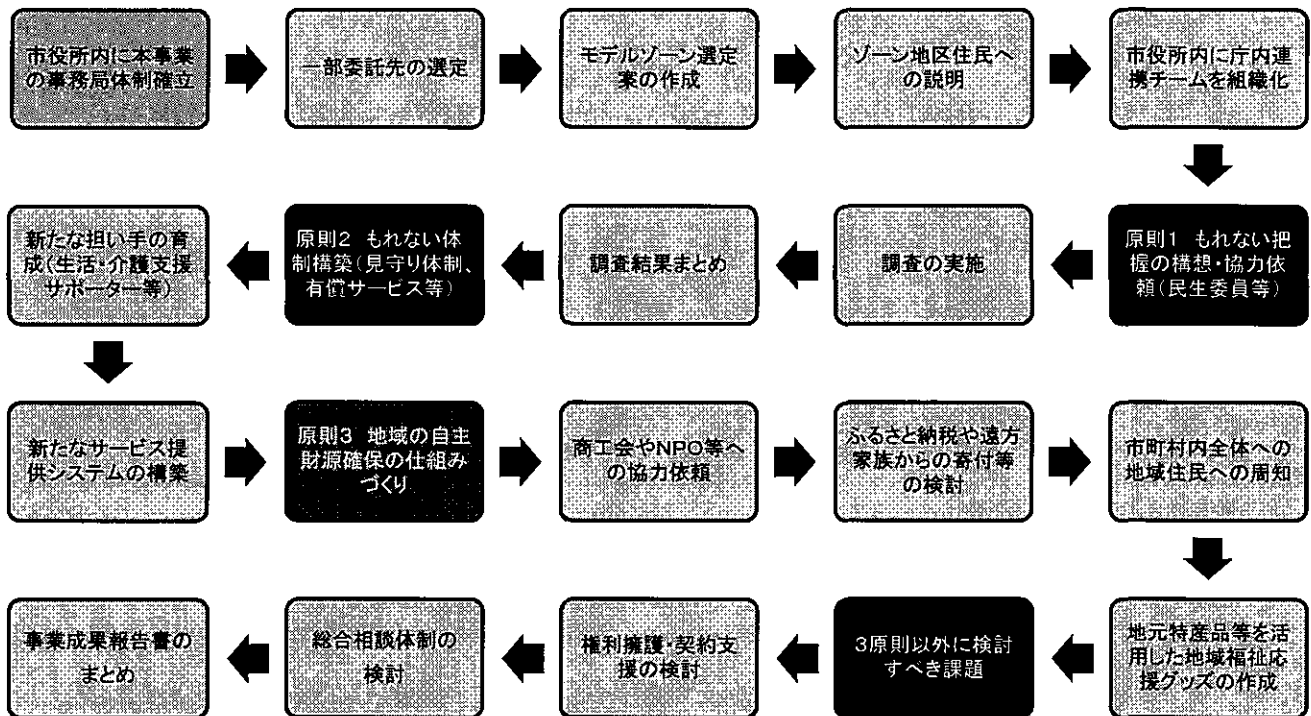
- ・行政内(庁内)の連携、住民力の向上(漏れのない把握)
- ・新しい公共(新たな担い手(新聞配達員、水道メーター検針員など民間事業者、NPO等)との連携)
- ・総合相談窓口の設置促進(ワンストップサービス)
- ・自主財源づくりの取組(グッズ販売、ふるさと納税など)

課題

- ・人材確保(広い視野を持つコーディネーターの必要性、属人的にならない組織的な支援の必要性)
- ・安定的な財源確保(地域の理解(寄付文化の土壌づくり等)の必要性)
- ・サービスの有償・無償の線引き
- ・個人情報の共有(過剰な保護意識、守秘義務を持たない人との連携)
- ・地域福祉計画の定期的な評価と見直しの必要性

＜安心生活創造事業の実践プロセス チャート図＞

○地域福祉推進市町村が本事業にどのように取組んだのか。その取組みのプロセスについて整理。
○各市町村が構想段階の重要性を指摘。どのように取組むのか構想してから事業に着手を推奨。



安心生活創造事業を実施する中で見えてきたもの

- ①新たに顕在化した対象者
- ②もれなく把握システムの確立と個人情報の共有化
- ③新しい公共の観点による見守り協定や連携
- ④総合相談窓口開始自治体の増加
- ⑤地域の自主財源づくりに取り組む自治体の増加
- ⑥過疎・小規模高齢化地域での新たな取組み
- ⑦都市コミュニティ再生・集合住宅型地域の新たな取組み
- ⑧福祉以外の分野との連携

安心生活創造事業成果報告書におけるモデル提示

①要援護者をもれなく把握する仕組みのシステム化

- 人口規模が小さく顔見知りの多い地域であっても、地域特性に係わらず年齢で線を引かない「制度からもれる者をもれなく把握する」仕組みをシステムとして構築することが重要である。
- 上記のようなシステム化には、市町村が主体的に取り組まなければ不可能。
- 市町村が保有している行政情報を突合し、要援護者名簿を作成・把握する。
- その際、個人情報の第三者提供等が課題となるため、各市町村の個人情報保護条例で必要な事項を定めるとともに、各市町村の個人情報保護審査会で個人情報の取り扱いについて、事前協議・承認を行うこと。
- 災害時要援護者名簿、介護保険情報、障害者手帳情報等を有効活用すること。
- 要援護者名簿は、民生委員児童委員や自治会等が保有している住民情報と行政情報とを突合することで実態に近い地域住民の把握が可能となる。
- 要援護者名簿を地域実態と近いものに維持していくために、年1回程度要援護者名簿の更新をすることが望ましい。

②要援護者をもれなく支援する体制の作り方

- 民生委員児童委員や自治会等これまで地域の支援を担ってきた人々を大切にしながらも、新たな人材を養成し、これまで地域の支援を担ってきた人々と連携しながら取り組む仕組みを構築する。
- 過疎地域や中山間地等、今後10年間で担い手の高齢化と減少が大きく影響してくる自治体や地域コミュニティを見据え、人材育成を検討する。
- 生活・介護支援サポーターの養成課程を活用して、新たな人材を養成し、訪問支援の担い手とする。
- 「顔の見える関係」を維持しながら、地域の見守り・買い物支援等の基盤支援を構築する。
- 定額の有償の仕組みを導入し、要援護者にとってもサービス利用を対等な関係で利用者として利用するしくみを構築する。
- 団地自治会等がNPO法人を取得し、地縁組織が買い物支援や孤立死防止に取り組む。

③地域の自主財源づくりの方法

- 地域の特産物を地域福祉応援グッズとして商品開発し、見守り活動の象徴として販売。その金額に寄付金を上乗せし、地域福祉の自主財源とする。
- 市外に居る親族に地域や要援護者の情報を提供し、ふるさと募金やふるさと納税に協力してもらう。
- 地域の商工会と福祉部局が連携し、商店街の商品券やポイント制度を活用する等、支え合いの取り組みの果実が地域に還元される仕組みを構築する。
- 寄付付きの自動販売機を設置して自主財源を確保する。○地域福祉基金のあり方を見直し、新たな活用方法を検討する。
- 自治体独自の基金を創設し、福祉財源を確保する。○赤い羽根の共同募金から活動費の配分を受ける。
- 市町村単位に地域福祉財源を助成するための委員会を創設し住民に見える地域財源づくりと助成を行う仕組みが必要である。

今後重要と考えられる取組み

○社会的孤立を防ぐための官民間わな多様な主体との連携・協働

社会との接点を持たない、閉じこもりや引きこもりがちな人々を支援していくためには、行政のみならず民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等福祉関係者をはじめ、自治会、電力・ガス・水道や宅配業者等民間事業者など多様な人々との連携・協働が不可欠である。

○総合相談体制の確立

「もれない把握」により要援護者を把握し、「もれない支援体制」を確立していくためには、要援護者のニーズを縦割りの体制でニーズを漏らすことがあっては、「もれない把握」が意味のないものになってしまう。要援護者のニーズをもれなく把握・支援するための総合相談体制の確立が大きな課題となっている。

○地域福祉計画の策定

地域福祉計画は、総合相談体制を確立する契機にもなっている。また、社会的孤立や災害時要援護者支援等の観点から、見守りが必要な方々が確実に見守られている仕組み、システムが求められている。安心生活創造事業で取り組んできた「もれない把握」、「もれない体制づくり」の確立は喫緊の課題となり、さらに「地域での要援護者に係る情報の把握・共有、安否確認方法について」盛り込むこととなっている地域福祉計画の重要性が再確認されている。

○契約支援・権利擁護の必要性

近年の認知症高齢者の増加は、地域で暮らしていく高齢者の判断能力が低下していくことが想定され、福祉サービス利用援助や様々な生活上の契約支援など権利擁護が必要となることが考えられる。これらは、地域生活をしている知的障害者や精神障害者も同様であり、発達障害者や多重債務を抱えてしまう若者等も家計支援が必要とされ、生活困窮者支援では必要不可欠な支援となっている。安心生活を送るためには、このような権利擁護の支援が必要であり、日常生活自立支援事業と併せ、成年後見制度との連携も含めた権利擁護の取組みが求められている。

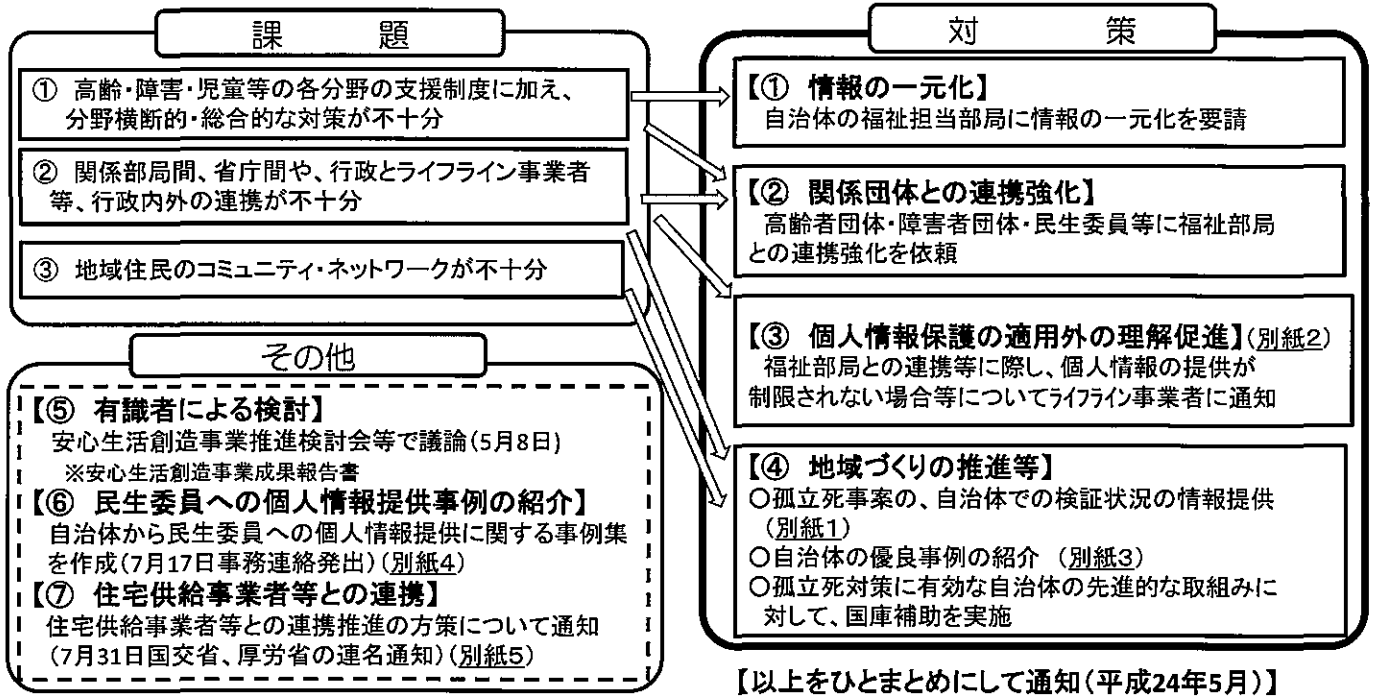
○要援護者が社会参加・自己実現できる仕組み

要援護者は、支援を受けるだけでなく、何らかの取組みに社会参加し、自己実現していくことが重要であり、要援護者が自己実現できる地域社会づくりの視点が不可欠

孤立死防止対策について

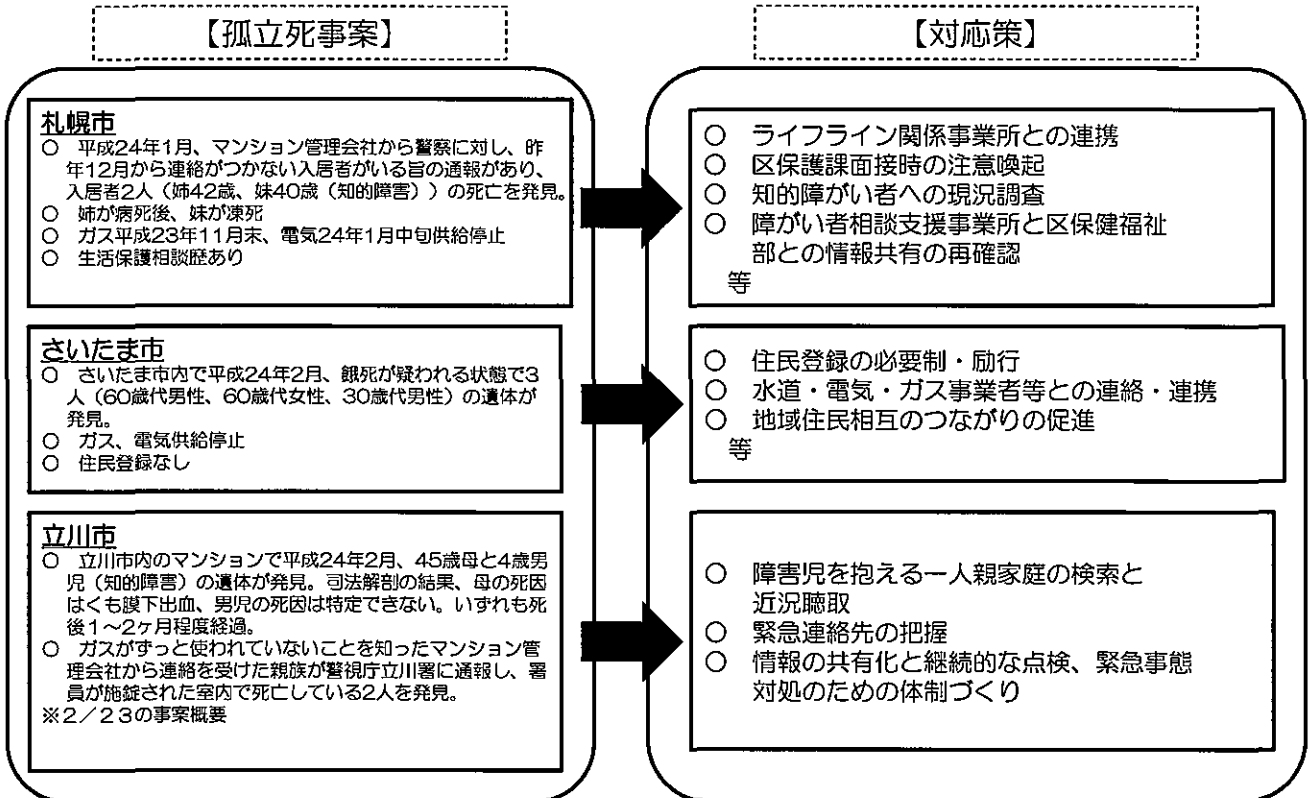
最近の孤立死の特徴

- 高齢者のみの世帯あるいは障害単身世帯だけでなく、30代、40代の家族が同居している世帯についても、世帯全員が死亡する事案が発生。(別紙1)
→孤立死の発生を未然に防止するため、これまでの対策の枠を超えた総合的な取組みが必要。



【別紙1】

孤立死事案の検証



個人情報の保護に関する法律(平成一五年法律第五十七号)抄

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 (略)

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三・四 (略)

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。

一 (略)

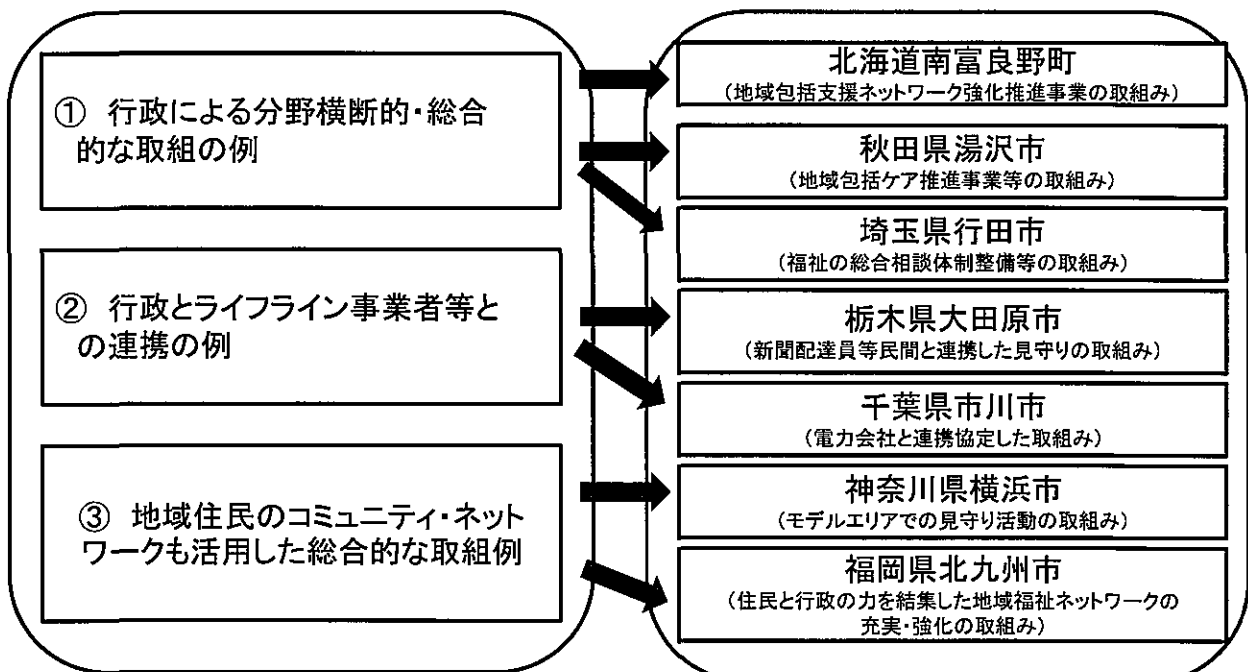
二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三・四 (略)

孤立死対策に有効な施策に取り組んでいる自治体事例

【孤立死対策に有効な施策例】

【取組自治体事例紹介】



自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集（平成24年7月）

- ・ 東日本大震災や所在不明高齢者問題等により、支援を必要としている人々を地域から孤立させない支援が求められ、民生委員・児童委員への期待が高まっていること
- ・ 民生委員・児童委員が地域で活動するにあたって、支援を必要とする人々の個人情報が民生委員等へ適切に提供されていないとの声があること
- ・ 平成22年度に行ったサンプル調査の結果から、民生委員・児童委員へ個人情報を提供していない市町村が存在すること

これらの背景から、本事例集を作成し、市町村から民生委員・児童委員へ必要な個人情報が適切に提供され、地域福祉活動が推進されることを期待。

事例

- 長野県民生委員活動と個人情報の取扱いに関するガイドライン
- 大分県中津市（定期的に担当地区内対象者一覧を配布）
- 東京都中野区（個人情報を共有可能な条例及び協定書を制定）
- 岩手県釜石市（行政からの情報提供及び提供方法を一覧化）
- 島根県松江市（高齢者世帯情報等を本人同意で提供）
- 福井県永平寺町（児童虐待等の情報を提供）
- 愛媛県松山市（行政把握の要援護者名簿を直接提供）
- 兵庫県たつの市（民生委員からの個別問い合わせに随時対応）

民生委員・児童委員に対する個人情報の提供について

少子高齢化の進展、家族機能の変化、虐待や孤立死の問題



地域における多様な生活課題の顕在化、災害時における要援護者の安否確認等



民生委員・児童委員に期待される役割がますます増大



民生委員・児童委員と行政との適切な個人情報の共有が必要

○手上げ方式及び同意方式による情報共有

- ・ 要援護者名簿等への登録を積極的に周知し登録者を募集（手上げ方式）
- ・ 要援護者に対して個別に情報共有の了解を得る（同意方式）

○個人情報保護条例の運用による情報共有（関係機関共有方式）

- ・ 「明らかに本人の利益になると認められる」として積極的に情報共有
- ・ 個人情報保護審議会の活用



民生委員活動に必要な個人情報を市町村は積極的に提供するようご周知願いたい。

（参考）

「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成19年8月10日 厚生労働省6課長連名通知）（抄）

（3）民生委員児童委員等に対する情報提供について

特に民生委員児童委員は、災害時に限らず、個人情報保護法施行以降、従来市町村から提供されていたひとり暮らし高齢者名簿、一人親家庭の名簿、新生児のいる家庭の名簿が提供されなくなり、民生委員児童委員活動に支障が生じているとの報告を受けている。民生委員児童委員の日常的な見守り等の平常時の活動が、災害時における要援護者の置かれるであろう状況や必要なニーズを把握するうえで重要であることから、市町村は民生委員児童委員に対し必要な情報を提供し、平常時における民生委員児童委員活動に支障が生じないよう配慮願いたい。